

## CFP ガールズサッカースクール Diamantina 規約

コープサービス株式会社  
スポーツ事業部  
ココランドフットサルパーク

### 第1条〔名称・所在地〕

コープサービス(株)は、ココランドフットサルパークを管理・運営し、CFP ガールズサッカースクール Diamantina（以下、本スクールという）を編成し、事務局をココランドフットサルパーク（住所：山口県宇部市上宇部 75）におく。

### 第2条〔目的〕

女子サッカーの更なる発展を図るため、県内市内の女子小学生を対象に年齢と心身の発達に応じた指導を行います。サッカーの楽しさを知ってもらい、女の子でも長く続けられるプレー環境を提供します。

### 第3条〔入会資格〕

本スクールに入会できるのは、次の要件を満たす小学生・中学生の女の子とします。

- 1) 本スクールの趣旨に賛同したご本人及び保護者であること。
- 2) 本規約をご理解いただき、厳守できるご本人及び保護者であること。

### 第4条〔入会手続き〕

入会申込書に必要事項を記入、保護者の同意、署名捺印の上、ご本人の顔写真を貼付けて事務局にご提出ください。

### 第5条〔年会費及び月謝〕

- ①会員は、次に定める年会費及び月謝を納入しなければなりません。  
年会費入会申込時に納入していただきます。その後1年ごと更新月のスクール会費とご一緒に納入していただきます。月謝は毎月初回参加日の前払い制となります。
- ②前項の年会費及び月謝の金額は、別紙に定めるとおりとします。
- ③一旦納入した年会費及び月謝は、理由の如何を問わず返還いたしません。ただし、本スクールがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合は、この限りではありません。
- ④退会を希望する者は、退会希望日の属する月までの月謝を納入しなければなりません。
- ⑤年会費または月謝を変更する場合は、2ヶ月前までに予告するものとします。

## 第6条〔振替〕

- ①都合の悪い場合には、その月内であれば他の曜日でも振替えて受講いただけます。ただし、月の最終週の場合は、翌月の第1週まで振替えることができます。週2回コースの振替は、当スクールの指定日となります。
- ②お休みされる場合は開始1時間前までに、お電話か直接フロントにてお手続きください。振替のご連絡がない場合や、開始後のご連絡の場合は欠席扱いとなり、振替不可となります。

## 第7条〔割引制度〕

姉妹で受講の場合、お2人目より受講料を1,000円/月（税込）割引させていただきます。

## 第8条〔指導方針及び内容〕

本スクールは、次の事項を会員に対する指導方針とします。

- ①心身の発達状況に応じた適切なトレーニングの実施
  - ②女性コーチによるきめ細やかな指導
  - ③スポーツ（フットサル・サッカー）の普及
  - ④サッカーなどのスポーツ活動に限らず、思いやりや感謝など大切な素養の習得
- 何よりも「サッカーを楽しんでもらい、継続して活動できる環境」を目標としています。

## 第9条〔場所〕

基本的には、ココランドフットサルパークの人工芝コートにて行います。  
雨天の場合、アリーナコートまたは屋根付きミニコートにて行います。

## 第10条〔受講に際して〕

- ①受講前に必ず会員証を受付にご提出ください。スクール終了後お返しいたします。
- ②ウェアは運動しやすいものを着用してください。シューズは人工芝用フットサルシューズ・トレーニングシューズの使用をご用意ください。（サッカースパイクは使用禁止です）

## 第11条〔休会〕

病気や怪我等やむを得ない事情により1ヶ月以上休まれる場合は、休会することができます。休会期間中の受講料は不要です。休会期間は、最長3ヶ月となります。4ヶ月目までに復会されない場合は、確認の上、退会となります。

## 第 12 条〔休会手続〕

休会を希望する方は、休会しようとする月の前月 20 日までにフロントまでお申出ください。休会月分がすでに入金されている場合は復会時に充当させていただきます。ただし、休会期間を過ぎ退会された場合は返金いたしませんのでご了承ください。

また、当月中に 1 回以上受講されている場合、休会の申出がありましても、当月分の受講料は返金できかねますのでご注意ください。ただし、当月中の本スクール中に発生した怪我による休会の場合は、復会後に振替受講として繰越しできます。

## 第 13 条〔退会〕

退会の申出があった場合、または休会期間が 3 ヶ月を過ぎ、復会されない場合退会となります。

## 第 14 条〔退会手続〕

お都合により、やむを得ず退会される場合は、退会される月の前月 20 日までに所定の退会届に必要事項を記入しフロントに提出ください。退会月分がすでに入金されている場合は入金確認がとれ次第返金させていただきます。ただし当月中に 1 回以上受講されている場合、退会の申出がありましても、当月分の受講料は返金できかねますのでご注意ください。

## 第 15 条〔遵守事項〕

会員は、次の事項を遵守しなければなりません。

- ①本規約と施設の利用規約を遵守すること。
- ②本スクールの指導方針及び各コーチの指示に従うこと。

## 第 16 条〔禁止事項〕

会員は、次の各行為を行ってはなりません。

- ①本スクールの内部事情（練習の内容等）を第三者に開示すること。
- ②本スクールの秩序・風紀を乱す行為
- ③本スクールの名誉または利益を害する行為

## 第 17 条〔負傷時の処置〕

- ①会員が練習中に負傷した場合には、本スクールが応急処置をとらせていただきます。
- ②前項の応急処置後の治療ないし療養に要する費用は、すべて会員の負担となります。
- ③練習中に負傷した場合には、直ちに本スクールに対し事故通知を報告しなければなりません。  
(電話による通知も認める)

#### 第 18 条〔傷害事故の補償〕

会員は、入会時及び更新時にスポーツ安全保険に加入します。保険料は、本クラブが負担し本クラブの活動中および往復中における事故については、当該スポーツ安全保険の補償範囲内でのみ補償いたします。

#### 第 19 条〔免責〕

本スクールの秩序やコーチの指示に背いて起きた事故やトラブル・盗難について、本スクールは一切の責任を負いません。

#### 第 20 条〔閉鎖〕

本スクールは、社会情勢の変化その他本スクールの継続を困難とする事由が生じた場合には 2 ヶ月前に予告することにより無条件に閉鎖することができます。ただし、天災、地変その他の不可効力により本スクールの継続が不可能となったときには、予告をせずに直ちに閉鎖することができます。

#### 第 21 条〔改正及び細則〕

本スクールは、必要に応じ随時本規約を改正できるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができます。

#### 第 22 条〔施行〕

本規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行いたします。